並びに撮影した映像及び録音した音声(以下「撮影映像等」という。)の取り扱いについては次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- ① 会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数のものに公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、県剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- ② 会場内(試合場フロアー全体)でのビデオ撮影等は禁止する。(主催者が許可した運営係員は除く。)

観覧席においては、運営を妨げないような機材、方法で行い、観覧者等の他 人に迷惑を及ぼさないようにすること。

③ 撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償に関わらずこれを不 特定多数のものに配付したり、またはインターネット上やその他の方法でこれ を公開して拡散したりしないこと。ただし、県剣連から許諾を受けて行う場合 はこの限りではない。

## 10 その他

監督・選手の弁当斡旋は行わないので、各チーム、選手等により準備すること。